

京都市告示第686号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月10日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
小栗栖経1 の1号線	伏見区小栗栖岩ヶ淵町27番地の1地内	旧	メートル 17.00	メートル 2.70 ~ 5.00
		新	7.00	2.70 ~ 5.30
小栗栖経2 号線	伏見区小栗栖北谷町3番地の1地内	旧	14.00	3.50 ~ 4.00
		新	4.00	3.60 ~ 10.30
小栗栖経3 号線	伏見区小栗栖牛ヶ淵町31番地地内	旧	6.00	13.00 ~ 15.00
		新	3.00	16.90 ~ 18.20
小栗栖経5 号線	伏見区小栗栖牛ヶ淵町1番地の地先から 同町1番地の1地先まで	旧	23.10	1.00 ~ 1.60
		新	4.80	0.92
小栗栖経9 号線	伏見区小栗栖牛ヶ淵町1番地の地先から 同区小栗栖北谷町1番地の地先まで	旧	14.00	4.60 ~ 5.35
		新	2.00	9.70
小栗栖経39 号線	伏見区小栗栖牛ヶ淵町5番地の10地先 から 同区小栗栖岩ヶ淵町21番地の地先まで	旧	275.00	15.00 ~ 17.50
		新	275.00	15.00 ~ 38.14

小栗栖緯3 号線	伏見区小栗栖牛ヶ淵町27番地地内	旧	20.50	14.00 ~ 20.50
		新	17.50	13.93 ~ 18.60

(建設局土木管理部道路明示課)